

検察官適格審査会議事要旨

1 開催日時 令和4年6月16日（木）午後2時

2 場 所 法務省会議室

3 議 事

(1) 定時審査について

ア 審査に用いた資料等について

事務当局から、在職する全ての検察官についての名簿の提出を受けた。

名簿の付記事項につき、事務当局から、

- ・ 前回定時審査（令和元年6月6日）が開始された日から今回定時審査の前日までの間に、病気休暇取得により30日以上勤務しない日がある検察官についてはその氏名、病気休暇取得期間等及びそのうち現在も病気休暇を取得している者については更に病状及び職務復帰の見込み等
- ・ 直近5年間の人事評価における能力評価が2回以上「D」である検察官、直近5年間において2回以上直接責任による懲戒処分を受けたことがある検察官及び事務処理の状況、勤務態度、言動その他の事情に照らし、その適格性に疑いがあると認められる検察官については該当者がいないこと

の報告を受けた。

イ 委員の意見について

- ・ 病気休暇を複数回取得している検察官については、十分休養させた上で復帰させるなど、特に配慮していただきたいとの意見が示された。
- ・ また、検察官の適格性について、委員から、懲戒処分に至らない監督上の措置を受けたことも考慮すべきではないかとの意見があったが、他の委員から、現行の運用において対応可能であるとの意見が示され、事務当局からも現行の運用の中で適切に対応していく旨の発言があった。

ウ 裁決について

委員全員の一致により、全ての検察官について不適格な者はいないとの議決をした。

(2) 検察官適格審査会運営細則の一部改正について

事務当局から、国家公務員一般の人事評価制度の見直しに合わせて、細則に定められている能力評価の評語を改める案が示され、委員全員の一致により、了承された。